

令和3年7月19日

レストランをご利用になられる皆様へ

国立大洲青少年交流の家森のレストラン
エムエフエス株式会社大洲店
店 長 松 本 貴 吉

レストランご利用キャンセルの際のお取扱いについて

平素は当レストランをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、レストランご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、新たに
取り決めさせていただきましたのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生
しており、当レストランとしても利用者様のご事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしなが
ら、今後もコロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、利用者様がやむを得ずキャンセルされる場
合にも事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当レストランのサービス維持と安
定的な運営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通りとさせていただきますので、当レストラ
ンをご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協
力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ご予約の全日程をキャンセルされる場合は、入所日の1週間前〔例えば金曜日に入所の場合は、
その前週の金曜日〕の17時までにご連絡をお願いいたします。入所日の1週間前までにキャンセ
ルのご連絡がない場合は、キャンセル料として『ご予約いただいたレストラン食(普通食・特別食・
野外炊飯・弁当)に係る料金の30%』を徴収させていただきます。
- この新たなキャンセル料は、全日程の利用をキャンセルする対象となります。
食数変更や日程短縮(例:2泊3日→1泊2日)、日程変更(例:7/15~16⇒8/15~16)は、本キ
ャンセル料の徴収対象となりません。(ただし、食数の変更につきましては、変更期限があります
のでご留意ください。期限を過ぎますと変更分の料金を徴収させていただきます。)
- この新たなキャンセル料の取扱いは、令和3年7月20日(火)から適用させていただきます。
- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。(ただし、ご予約
のキャンセルのご連絡をお願いいたします。)

(1) 利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等(愛媛県の場合
は感染対策期)が入所日の1週間前を経過した後に発令された場合。

(2) 天災等、利用者様に責任のないこと(不可抗力)を理由としてのキャンセルの場合。

ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルでも(1)、(2)の場合以外は、キャ

ンセル料のご負担が発生します。

なお、上記に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

お問い合わせ先

国立大洲青少年交流の家森のレストラン

エムエフエス株式会社大洲店

TEL 0893-24-6504 (8:30~11:00、13:30~17:00)

FAX 0893-24-6531